

第7回新聞発表 森林環境税の使途を考える

大藪 梓
辻 遥一
和田沙弓

新聞記事

▶ 森林環境税導入、使途巡り苦言も 有識者会議が初会合 ／群馬県

県が検討する「森林環境税」の導入について議論する有識者会議（座長・西野寿章高崎経済大教授）の初会合が15日、県庁で開かれた。委員からは「何にどう使うか見えてこない」などと、使途の明確化を求める意見が相次いだ。

県中小企業団体中央会の金子正元・会長は「リーマン・ショック以降、県内の中小企業はまだ出血が止まっていない状態。どう説得するか、目的を明確にしなければ難しい」と指摘。館林市の金井田好勇・副市長は、地元の鶴生田川の水質浄化について「上流からやらないと、きれいにならない」と強調し、利根川上流の環境対策を求めた。

会議は11月までの予定。森林や水源地で現地視察もするという。

（朝日新聞 2012/5/16）

記事要約

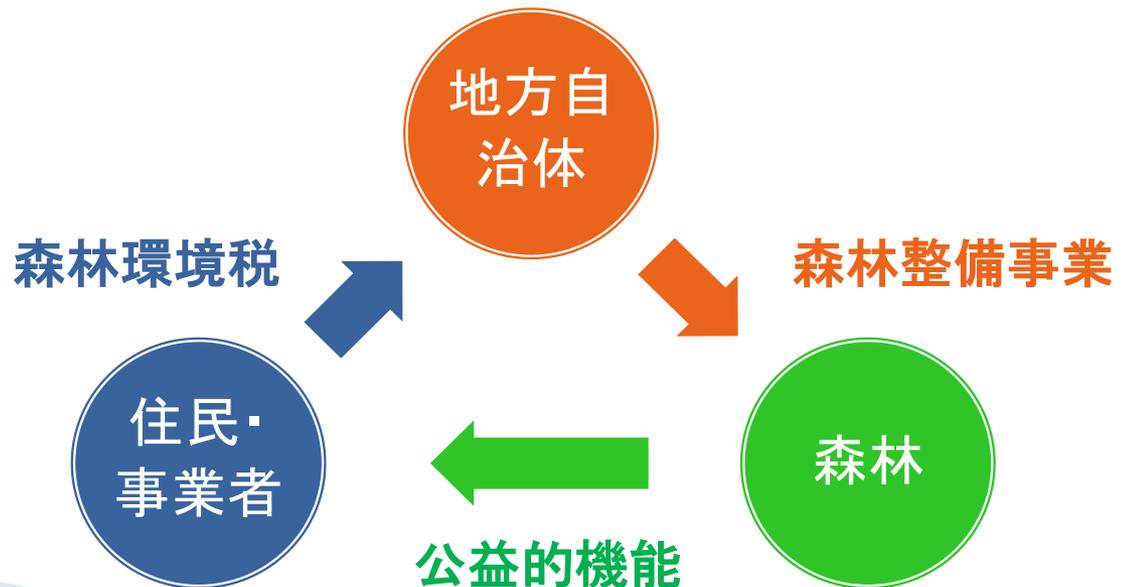
- ▶ 群馬県で「森林環境税」の導入について議論する有識者会議が開かれた
- ▶ 中小企業を納得させるためには、用途の明確化が必要との意見が出ている
- ▶ 利根川上流の環境対策を求める声も
- ▶ 会議は11月までの予定



(写真)ウィキペディア・コモンズ

森林環境税とは？

- ▶ 森林を、様々な**公益的機能**(私たちの安全で安心な暮らしに必要な機能)を持つものにとらえ、それらの機能を回復・維持するための**森林整備事業**を地方自治体が行い、その費用負担を住民に求める制度。
- ▶ 森林の公益的機能の利益はすべての住民と事業者が享受していると考えられることから、**費用負担もすべての住民と事業者に求める**。
- ▶ 課税方式にはこれまで主に「水道使用料金への課税方式」と「県民税への上乘せ方式」の2つの可能性が議論されているが、水道課税方式は水道事業者などの反対もあり、現実に採用されているのは全て「**県民税への上乘せ方式**」。



他県における実施例

▶ 平成24年4月現在  33県が森林環境税を導入!!

□ 例① 栃木県 「とちぎの元気な森づくり県民税」

導入時期 : 平成20年4月

税率等 : 〈個人年額〉700円 ・ 〈法人年額〉均等割額の7%

税収 : 843,391,000円(平成23年)

用途 : 人工林・里山林の整備、森林の大切さの理解促進

□ 例② 長野県 「森林づくり県民税」

導入時期 : 平成20年4月

税率等 : 〈個人年額〉500円 ・ 〈法人年額〉均等割額の5%

税収 : 660,599,000円(平成23年)

用途 : 里山の間伐、鳥獣被害・森林病虫害対策、木育

群馬県の森林について

- ▶ 森林面積 : 42万4千ha
⇒ 県土の2/3を占めている!!

国有林 47%
民有林(県、市町村、会社、個人などが所有) 53%

- ▶ 人工林の占める割合は43%!!
⇒ そのうち57%は植栽後36年以上経過
⇒ 木材として利用可能な時期を迎えようとしている!!
- ▶ しかし……

手入れの遅れている森林や伐採を控える傾向も目立つ!!
今後とも間伐などの適切な作業が重要!!

森林の公益的機能

水源涵養機能

- ・洪水や渇水を防ぎ、おいしい水を提供
- ・裸地と比べて、森林があると雨水を浸透させる能力が**3.3倍**に

山地災害防止機能

- ・山崩れなどの山地災害を防止
- ・裸地の土砂流出量307トン/年・haに対し、森林では**2トン/年・ha**

生活環境保全機能

- ・地球温暖化防止(CO₂吸収)や風害の防止
- ・国内の森林は、**9700万トン**のCO₂を吸収し、**7100万トン**のO₂を生産している

保健文化機能

- ・生物多様性の保全、私たちにレクリエーションの場等を提供

(参考)石川県農林水産部森林管理課ホームページ

どの公益的機能に焦点を当てていくか？

▶ 現在の群馬県の方針

朝日新聞 2012/5/16 → 利根川上流の環境対策

読売新聞 2012/2/25 → 「民有林を対象に間伐などを行い、土砂流出を防いだり、水源涵養機能を高めたりする」

➡ **水源涵養機能と山地災害防止機能**に注目している!!

▶ 今回の私たちの視点

平成21年5月出された国土交通省の資料によると・・・平成18年度における周辺四県における人口一人当たりCO₂排出量は、**7397トン**

⇔ 一都三県の6170トンに比べて多い!!

また・・・平成18年3月31日時点での

一世帯当たりの自家用車の保有台数は**1.71台**で**全国3位**!!

➡ **生活環境保全機能(CO₂ 吸収)**に注目するべきでは？

森林整備のメリット

森林の公益的機能の維持・増進

- 水源涵養
- 土砂災害防止
- **温暖化防止**

不法投棄の減少



http://www.shinrin-ringyou.com/forest_japan/shinrin_kinou.php

長野県の取り組み ～森林づくり環境税～



個人 年額 500円

法人 年額 現行の均等割額の5%相当額

項目	H20	H21	H22	計
間伐計画面積(ha)	2,000	4,000	5,400	11,400
間伐実施面積(ha)	1,761	3,341	5,446	10,548
実施率(%)	88	84	101	93
実施市町村数	68	72	75	—
執行額(千円)	404,269	831,344	1,218,043	2,453,656
(うち県民税額)	(198,063)	(396,233)	(556,560)	(1,150,856)

問題点

- ▶ 環境整備を業者に委託するのは高額
1ヘクタール当たり35万円
補助金は出るが自己負担は11万円ほど
間伐材を売っても元がとれない。
- ▶ 県は私有林に手が出せない
(私有林は個人の持ち物)

政策提言

森林環境税による整備、
及びそこで削減されるCO₂とカーボンオフ
セットに関連をもたせたシステム



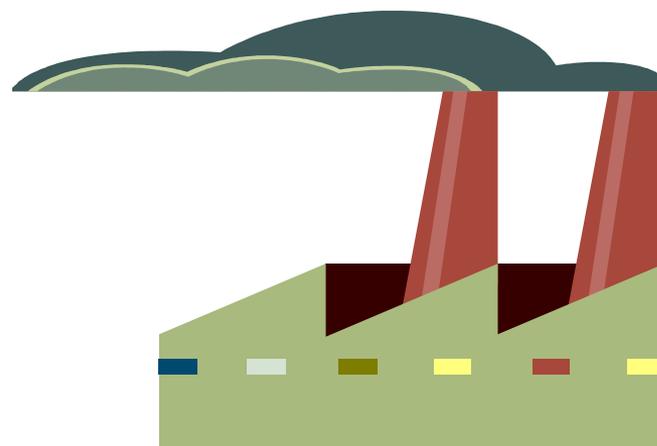
基本用語

▶ カーボンオフセット

社会の構成員が自らの温室効果ガスの排出量を認識し、削減の努力を行うとともに、

削減困難な部分について**他の場所で実現された温室効果ガスの排出削減分を購入する**等により、自らの排出量の埋め合わせをすること。

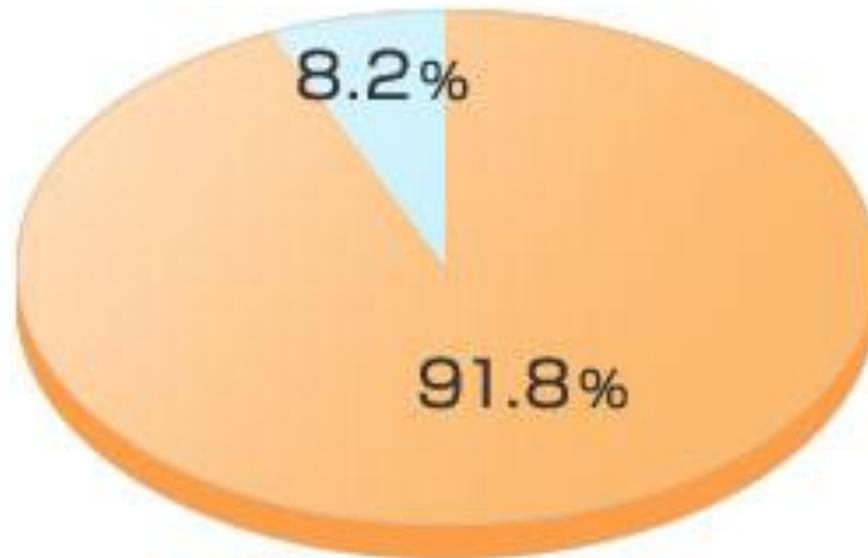
(環境省 「我が国におけるカーボンオフセットのあり方について」)



カーボンオフセットへの注目度

カーボンオフセットに取り組む企業を評価しますか？

特に評価しない／むしろマイナス評価／無回答



強く評価する／やや評価する

MyVoice資料(期間:2008年6月 N=2,815)より、リサイクルワン作成

排出枠の信頼度

- ▶ 本当に削減されているか
 - ▶ 複数の取引先に同一枠を販売していないか
- 信頼度の高い削減認証が必要

群馬県の「森林のCO2吸収量認証制度」の利用

- ▶ 企業・自治体・ボランティア団体などが、森林整備協定を結んで実施する森林整備等の効果を、二酸化炭素の吸収量として認証
- ▶ 無料で行っている

森林環境税との関連づけ

群馬県

購入分の森林環境税を
税額控除



- ・森林環境税による助成
- ・CO2削減認証

森林所有者

森林整備



排出枠の売買

カーボンオフセット
を行いたい企業

森林環境税の使い道

- 森林整備の初期費用
- 排出枠を販売して採算が取れなかった場合の補填
→ 基本的には排出枠の売上で整備を続ける
→ 控除による**税込↓ = 助成↓**でも続けられる
- 県有林の整備
- 広報
- 利根川周辺的环境整備



収支の概算①—仮定



- ・5haの杉の人工林を整備する。
(民有人工林の6割が杉であること、
所有者の76%が5ha以下の零細所有なため)
- ・排出枠を購入するのは資本金1000万～1億円の企業
- ・杉は1haあたり7.8トンのCO₂を吸収するとする(林野庁より)よって今回の吸収量は $7.8 \times 5 = 39$ トン

収支の概算②—数値の設定

森林環境税の税額は現行で最も一般的な5%と、最も高い滋賀県の11%の2種を用いる。

整備費用の自己負担は1haあたり11万円

排出枠1トンあたりの価格は

5000円(読売新聞2011年7月3日三重県の事例

9700円

(環境省による買い手・売り手の希望額調査の中値を概算)を用いる。

森林所有者について

- ▶ 収支：森林環境税による助成＋排出枠の売上
－森林整備費

- ▶ 助成＋9700×39t－11万×5

- ▶ 助成＋5000×39t－11万×5

が負にならないような助成＝所有者の自己負担なし

この場合は171,700円、355,000円

* 間伐材が売れる可能性は今回排除した

排出枠購入企業について

- ▶ 収支：森林環境税の税額－排出枠購入
(購入分の控除をするため)
- ▶ $50000 \times 5\% - 9700 \times \bigcirc$
- ▶ $50000 \times 11\% - 9700 \times \bigcirc$
- ▶ $50000 \times 5\% - 5000 \times \bigcirc$
- ▶ $50000 \times 11\% - 5000 \times \bigcirc$

法人の環境森林税額は他県の一般的な算出方法に従い、均等割額に税率をかける。

1枠でも購入すれば
税額は免除

メリットとデメリット

- ▶ 森林所有者が整備を行うきっかけになる
- ▶ 森林環境税のねらい通り、整備が行われる
- ▶ 1トンでも買おうとする事業者に向いている
→「環境に配慮したい」個人も購入できる
- ▶ 排出枠の売れ残り
- ▶ 控除が少額であり企業のインセンティブとしては弱い
- ▶ 「環境に配慮している」イメージ以外のメリットはない
→少量ではアピールがしにくい

まとめ

【問題】

- ▶ 森林環境税の使途が不明確なために導入に反対意見がある。
- ▶ 森林整備ができていない

【提言】

- ▶ 森林のCO₂吸収の役割に注目し、排出枠を関連づけた制度を導入

【効果】

- ▶ 森林所有者と企業の双方にメリットが生まれる。

参考文献

- 「環境・持続社会」研究センター(JACSES)
<http://www.jacses.org/paco/shinrinzei.htm>
 - 栃木県公式ホームページ
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d01/eco/shinrin/zenpan/genkinamoridukuri.html>
 - 長野県公式ホームページ
<http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/rinsei/01kikaku/minna/katuyou/zigyous.htm>
 - 群馬県公式ホームページ
<http://www.pref.gunma.jp/04/e4810055.html>
 - 石川県農林水産部森林管理課ホームページ
<http://www.pref.ishikawa.jp/shinrin/zei/toha/index.html>
- 林野庁
<http://www.rinya.maff.go.jp/index.html>
- Eco Japan
<http://eco.nikkeibp.co.jp/>
- リサイクルワン
<http://www.recycle1.com/>